

令和6年12月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
東京地方裁判所令和6年(ワ)第86号 損害賠償等請求事件
口頭弁論終結日 令和6年10月22日

判 決

5 [Redacted]
原 告 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 太 田 賢 志

[Redacted]
被 告 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 加 藤 時 彦

主 文

- 10
- 1 被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する令和6年1月20日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
 - 15 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項に同旨

【請求の法的根拠】

- 20
- ・主たる請求：不法行為に基づく損害賠償請求権
 - ・附帯請求：履行遅滞に基づく損害賠償請求権（起算日は訴状送達の日翌日、
利率は民法所定）

第2 事案の概要

25 本件は、原告が、いわゆるマッチングアプリで知り合った氏名不詳者から、同人の指示どおりに証券会社で証拠金取引を行えば確実に利益を得られるなどと申し向けられ（以下、この証拠金取引を「本件取引」という。）、本件取引の振込先とし

て指定された口座に対し、証拠金等の名下に振込をさせられて多額の金銭を詐取された詐欺（以下「本件詐欺」という。）について、当該マッチングアプリのアカウントを提供した被告は本件詐欺の共同不法行為者に当たると主張して、被告に対し、損害の一部である1000万円の賠償及び遅延損害金の支払を求める事案である。

5 1 前提事実（争いがないか、後掲の証拠等により容易に認められる事実。証拠を摘示する場合は特に記載のない限り枝番号を含む。）

(1) 当事者

原告は、昭和39年生まれの女性である（甲6）。

10 被告は、昭和56年生まれの男性であり（甲13）、マッチングアプリ「Yahoo!パートナー」（以下「本件アプリ」という。）において、ニックネームを「アキノブ様」とするアカウント（以下「本件アカウント」という。）を登録し、本人確認を行った後で第三者に提供した（甲4・12。以下、この提供行為を「本件提供行為」という。）。

(2) 本件詐欺について（甲1・2・3・6、弁論の全趣旨）

15 原告は、令和5年6月頃、本件アプリにおいて、本件アカウントを使用する氏名不詳者（以下「アキノブ」という。）と知り合った。

その後、原告は、同月13日からLINEでアキノブと連絡を取り合うようになり、アキノブから、XMを称する証券会社（以下「XM」という。）で口座を開設し、自分の指示どおりに証拠金取引をXMで行えば、確実に利益が得られるなどと
20 申し向けられ、本件取引の勧誘を受けた。アキノブの勧誘に応ずることとした原告は、XMに口座開設を申し込み、アキノブの指示に基づいて本件取引を行い、XMのカスタマーサービスを称する氏名不詳者（以下「XMカスタマーサービス」という。）から指定された第三者名義の銀行口座に対し、3億2769万1094円を証拠金等の名下に振り込んだ。

25 原告は、XMカスタマーサービスに対して本件取引に係る全資産の払戻しを依頼したが、払戻しがされることはなかった。

2 争点

(1) 争点1：共同不法行為責任【立証責任：原告】

(2) 争点2：過失相殺【立証責任：被告】

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（共同不法行為責任）について

【原告の主張】

ア 本件詐欺について

アキノブ及びXMカスタマーサービスは、本件アプリを通じて接触した原告に対し、実体のないXMで本件取引をするよう申し向け、証拠金等の名下に第三者名義の銀行口座へ多額の金銭を振り込ませて詐取した。アキノブ及びXMカスタマーサービスの行為は、不法行為に当たる。

イ 共同不法行為責任について

本件詐欺は匿名で行うことが前提となる犯罪であり、本件アカウントは本件詐欺において必要不可欠な道具であるところ、アキノブは、本件アカウントを利用して本件詐欺を行った。被告は、本件アカウントを第三者に提供すれば悪用されることを十分に認識又は予見することができたにもかかわらず、本件提供行為を行った。被告は、少なくとも過失により本件詐欺の実行行為者らと共同して本件詐欺を行ったか、又は、未必の故意若しくは過失により本件詐欺を幫助したといえる。

したがって、被告は、本件詐欺により原告に生じた損害について、共同不法行為者として損害賠償責任を負う。

ウ 損害額について

原告は、本件取引において、第三者名義の銀行口座に3億2769万1094円を振り込んだが、同銀行口座の一部から返金等を受けることができた。

原告は、本件詐欺により、振込に係る2億8100万9197円及びその1割相当額である弁護士費用2810万円の損害を被ったものであり、被告に対し、この損害のうち1000万円の賠償を求める。

【被告の主張】

ア 本件詐欺について

被告は、本件取引に関与しておらず、本件詐欺について知らない。

イ 共同不法行為責任について

5 本件アカウントは本件詐欺に必要不可欠の要素ではないから、本件提供行為は、原告の権利侵害に向けられた行為とはいえない。また、原告がLINEで行ったやり取りは、本件アプリの想定しているやり取りを超えている。したがって、本件提供行為は本件詐欺との間に関連共同性が認められないから、被告に共同不法行為は成立しない。

10 本件提供行為は、本件詐欺の実行を補助し、容易にさせたという関係にないし、また、本件詐欺は本件アプリを離れてLINEのやり取りの中でされたから、幫助にも該当しない。

被告は本件提供行為によって本件詐欺が発生することを予見できないし、また、原告はLINEでのやり取りを通じて氏名不詳者を信用するに至り、本件取引を行ったのであるから、本件提供行為と原告が被った損害との間に相当因果関係はない。

(2) 争点2 (過失相殺) について

【被告の主張】

原告は、本件アプリで知り合った後にLINEでしかやり取りしていない者との間で3億円を超える取引に至っており、原告の重大な過失によって本件損害が発生したといわざるを得ない。

【原告の主張】

本件は、いわゆる特殊詐欺の事案であり、被害者である原告と加害者である被告との間で過失相殺を行うことは相当でない。

第3 当裁判所の判断

25 1 認定事実

前提事実及び後掲の証拠のほか、弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件アプリについて (甲5・8・10・11)

本件アプリは、真剣に交際相手を探す18歳以上の独身の者に最適なパートナーと知り合う機会に巡り合う可能性を提供するサービスであることを標榜している。

本件アプリにおいては、利用者の実名が表示されることはなく、ニックネームが表示される。本件アプリを利用するためには、登録情報と運転免許証やマイナンバーカードといった顔写真付きの公的書類の情報とを照合し、アカウントを登録した者の本人確認が必要とされる。

本件アプリの運営会社の規約においては、他人にIDやパスワードを開示したり提供したりする行為が禁止されている。

(2) 本件アカウントについて (前提事実(1)、甲4・12)

被告は、LINEのオープンチャットにおいて、本件アプリのアカウントを2000円で買い取る旨の募集を見付け、これに応ずることとした。

被告は、本件アプリにおいて、「アキノブ様」をニックネームとする本件アカウントを登録し、本人確認を行った後、自らは使用することなく上記オープンチャットを通じて本件アカウントを第三者へ提供した (本件提供行為)。

(3) 本件詐欺について (前提事実(2)、甲1・2・3・6、弁論の全趣旨)

原告は、令和5年6月頃に本件アプリを利用し始め、本件アカウントを使用する氏名不詳者 (アキノブ) と知り合った。その後、原告は、同月13日からLINEでアキノブと連絡を取り合うようになり、連日にわたり極めて頻回にやり取りを行った。アキノブは、LINEでは「L u c k y」の名前を用いていたが、原告とのLINEでのやり取りの当初に「私はアキノブです」と名乗った。

原告は、アキノブから、LINEのやり取りを通じて、XMを称する証券会社 (XM) で取引口座を開設し、自分の指示どおりにXMで証拠金取引を行えば確実に利益が得られるなどと申し向けられ、本件取引の勧誘を受けた。なお、XMは、証券会社の実体を有するものではないと認められる。

原告は、アキノブの勧誘に応ずることとして、XMに口座開設を申し込んだ。

原告は、同月21日から同年7月17日にかけて、アキノブから指示を受けながら本件取引を行い、XMのカスタマーサービスを称する氏名不詳者（XMカスタマーサービス）から振込先として指定された第三者名義の合計36の銀行口座に対し、証拠金や保証金等の名下に、49回にわたり総額3億2769万1094円を振り込んだ。

原告は、XMカスタマーサービスに対し本件取引に係る全資産の払戻しを依頼したが、これがXMから払い戻されることはなかった。しかし、原告は、振込先の銀行口座の一部において取引が停止されていて返金等を受けたため、4668万1897円を回収することができた。

2 争点1（共同不法行為責任）について

(1) 本件詐欺について

認定事実(3)によれば、アキノブ及びXMカスタマーサービスは、原告に対し、実体のないXMにおいて本件取引をするよう申し向けて欺罔し、本件取引の証拠金等の名下に第三者名義の銀行口座へ総額3億2769万1094円を振り込ませて詐取したと認められ、本件詐欺は不法行為に当たる。

また、本件詐欺は、認定事実(3)に係る態様に照らせば、氏名不詳者らにより組織的に行われた故意による不法行為であると認められる。

(2) 共同不法行為責任について

ア 本件提供行為の幫助行為該当性について

本件アカウントは、アキノブが原告と本件アプリで接触した際に用いられたものである（認定事実(3)）。

本件アプリを利用するためには、本人確認を要する（認定事実(1)）。本件詐欺の実行行為に及んだアキノブは、自ら本件アプリのアカウントを登録して本人確認をすれば、当該アカウントから自身の存在が特定され得るところ、被告の本人確認がされた本件アカウントを用いることにより、本件詐欺の加害者として特定されることを困難にし、自身の存在を隠匿したものといえる。そうであれば、本件提供行為

は、アキノブについて本件詐欺の加害者としての特定を困難にさせたものとして、本件詐欺の実行を促進し又は容易にさせたというべきである。

また、本件アプリの利用に公的書類による本人確認を要することは（認定事実(1)）、利用者の実在を担保し、本件アプリの利用者に安心感を与えるものとされる（甲11）。そのため、原告において、本件アプリで知り合ったアキノブを本人確認がされた実在の人物であるとみて、一定の安心感をもってアキノブとやり取りを行ったことは無理からぬことといえる。そうであれば、本件提供行為は、原告に対し、アキノブの実在と勧誘された本件取引の安全性に対する誤信を生じさせた誘因となったものとして、本件詐欺の実行を促進し又は容易にさせたというべきである。

イ 被告の故意又は過失について

本件アプリは、真剣に交際相手を探す者を対象とするサービスであるとされ（認定事実(1)）、本件アプリの性質上、利用者が第三者のアカウントを正当な目的をもって使用することは想定し難い。また、本件アプリは、その利用資格（甲10）に照らせば、一般に、利用を希望する者であれば容易にアカウントを登録することができるといえるから、第三者からアカウントの提供を受けなければならない必要性は見だし難い。そして、本件アプリの運営会社の規約では、第三者に対するIDやパスワードの開示や提供が禁止されている（認定事実(2)）。加えて、本件詐欺の以前より、マッチングアプリが違法行為に悪用された事例に関する報道等がされている（甲7・9・15・16）。

以上に鑑みれば、本件アプリを利用しようとする者が第三者からアカウントの提供を受けることに合理的な理由があるとは考え難く、本件アプリのアカウントを第三者へ提供しようとする者は、これにより当該第三者が当該アカウントを違法行為に用いる可能性があることを予見することができるといえる。

被告は、本件提供行為を行った理由について、本件アプリを利用する予定はなく、2000円で売却することができ、買い手側に良い相手が見付かればよいと思った旨述べるが（甲12）、本件アカウントが違法行為に用いられる可能性に思い至ら

ず、安易に本件提供行為に及んだといわざるを得ず、被告には少なくとも過失があると認められる。

ウ 小括

したがって、本件提供行為に及んだ被告は、少なくとも過失により本件詐欺の実
5 行行為者を幫助したといえ、民法719条に基づく共同不法行為責任を負うと認め
られる。

そして、原告は、本件取引において第三者名義の銀行口座に3億2769万10
94円を振り込み、4668万1897円を回収したから（認定事実(3)）、本件詐
欺により、振込に係る2億8100万9197円及びその1割相当額である弁護士
10 費用2810万円の損害を被っていると認められる。原告は、被告に対し、上記損
害のうち1000万円の賠償を求めるものであるから、被告は、共同不法行為に基
づく損害賠償として1000万円及び遅延損害金の支払義務を負うと認められる。

(3) 被告の主張について

ア 幫助行為該当性について

15 被告は、本件提供行為について、本件詐欺の実行を補助し、容易にさせたという
関係にない旨主張するが、上記(2)アの認定に反し、採用することはできない。

また、被告は、本件詐欺が本件アプリを離れてLINEのやり取りの中でされた
旨を主張する。確かに、本件証拠上、原告が本件アプリでアキノブと本件取引に関
するやり取りを行ったことを認めるに足りる証拠はない。しかし、本件提供行為に
20 より、アキノブについて加害者としての特定が困難になり、原告に対し本件取引の
安全性に対する誤信を生じさせた誘因となったこと（上記(2)ア）に鑑みれば、被告
の主張は当該認定を左右しない。

イ 予見可能性・因果関係について

被告は、本件提供行為によって本件詐欺が発生することを予見できないし、原告
25 はLINEのやり取りを通じて氏名不詳者を信用するに至って本件取引を行ったの
であるから、本件提供行為と原告が被った損害との間に相当因果関係はない旨主張

する。

しかし、被告は、本件提供行為によって具体的に本件詐欺が発生することまでは
予見することができないとしても、本件アカウントを第三者へ提供すれば違法行為
に用いられる可能性があることは予見することができるといえるから（上記(2)イ）、
5 予見可能性を欠くことはない。また、本件提供行為は、本件詐欺の実行を促進し又
は容易にさせたというべきであるから（上記(2)ア）、本件詐欺により原告が被った
損害との間で因果関係を欠くことはない。

3 争点2（過失相殺）について

被告は、原告において、本件アプリ上で知り合った後にLINEでしかやり取り
10 していない者との間で3億円を超える取引に至っており、原告の過失により損害が
発生したといわざるを得ない旨主張する。

しかし、本件詐欺は、氏名不詳者らにより組織的に行われた故意による不法行為
である（上記2(1)）。被告は少なくとも過失により本件詐欺の実行行為者を幫助し
たものであるが、本件詐欺の違法性の高さに鑑みれば、原告に過失があったとして
15 も、被害者である原告の負担により損害賠償の額を減額することは公平の観点から
適当であるとはいえないから、これを考慮して損害賠償の額を定めることは相当で
ない。

4. 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり
20 判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判官

伊藤 孝至 

これは正本である。

令和6年12月20日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 設 楽 裕 己

